

## 茨木市長特別表彰要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市政の発展に貢献し、功績のあったもの等に対する茨木市長特別表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民又は本市にゆかりのある個人若しくは団体で、教育、産業、福祉、衛生、地域活動等において、市政の発展に貢献し、多大な功績をあげたもの
- (2) 市民又は本市にゆかりのある個人若しくは団体で、文化、スポーツ活動等において多大な功績をあげ、広く市民に夢と希望と感動を与え、本市のイメージアップに貢献したもの
- (3) 市民又は本市で活動する個人若しくは団体で、人命救助、犯罪者の逮捕等において著しい功績をあげたもの
- (4) 市民又は本市で活動する個人若しくは団体で、市民の模範となる善行のあったもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(表彰者の決定)

第3 市長は、茨木市長特別表彰検討会議（次項において「会議」という。）を開催し、表彰を受けるもの（第5において「表彰者」という。）を決定する。

2 会議は、市長、副市長及び教育長をもって構成する。

(表彰の呼称)

第4 表彰の呼称は、「茨木市長特別表彰」とする。ただし、第2第2号に該当するものに対する表彰の呼称は、「キラリいばらき大賞」とする。

(表彰の方法)

第5 表彰は、表彰者に対し、表彰状を授与することにより行う。

2 表彰者が表彰の時点において死亡しているときは、その遺族に表彰状を授与する。

(表彰の時期)

第6 表彰は、随時行う。

(表彰の事務)

第7 表彰に関する事務は、総務部において行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から実施し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から実施する。